

被災者のみなさまへ  政府広報

政府からのお知らせ

生活支援 ハンドブック

このハンドブックは、
東日本大震災の被害にあわれた
みなさまをサポート
するための生活支援情報を
あつめたものです。
ご自由にお持ち帰りいただき、
ぜひ活用してください。

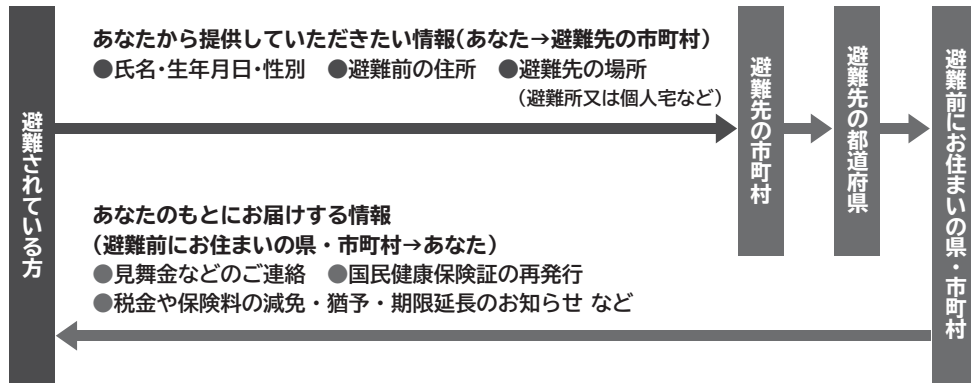
平成23年(2011年)4月28日発行

たいせつなお知らせ

あなたの所在地をお知らせください。今後大切なお知らせをお届けします。

避難先の市町村へ、ご自身の所在地をお知らせください。避難前にお住まいの県や市町村から、見舞金の給付、税や保険料の減免などのお知らせが届くようになります。詳しくは避難先の市町村にお問い合わせください。

全国避難者情報システムの概要



被災者生活再建支援金が支給されます。

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対して支援金が支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。具体的なお相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

1 世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

- ① 基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円
- ② 加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

※申請手続きが簡素化されています

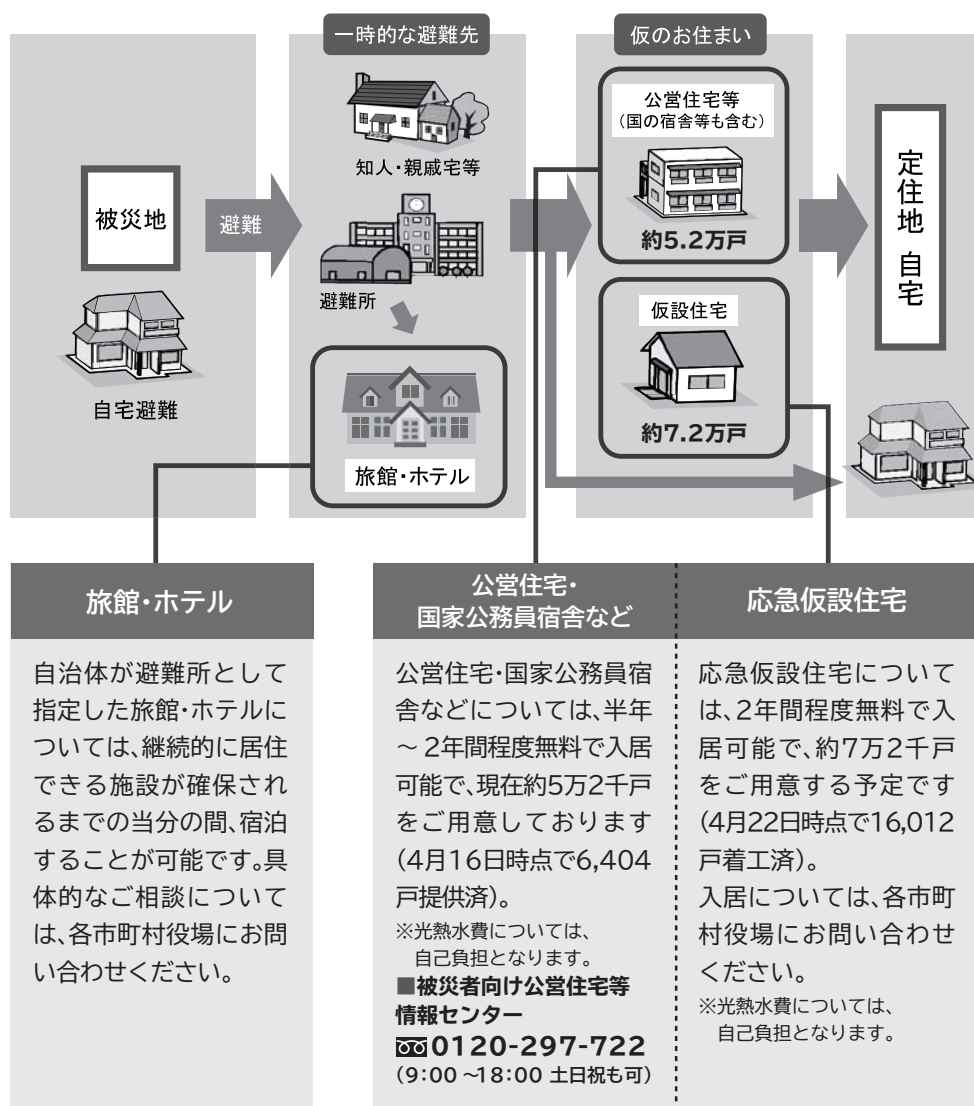
●り災証明書:全壊の事実がわかる写真でも結構です ●住民票:提出が困難な場合、口頭で本人確認などであれば結構です ●預金通帳の写し:銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

住まいのこと

避難生活から、一刻も早く心がやすらぐ住まいと暮らしを送るため、さまざまな支援や制度が用意されています。

定住地を得るまでの流れ

※自治体が避難先をご用意した場合は、移動費用、宿泊費・家賃は無料となります。



自宅が被災した場合～様々な支援が準備されております～

被災者生活再建支援金

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対して支援金が支給されます。詳細はP2をご確認ください。

災害援護資金

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が負傷した一定所得以下の世帯に対して、最高350万円を年利3%で融資いたします。この場合、最長で5年間借入金の返済を猶予いたします。具体的なご相談については、各市町村役場にお問い合わせください。詳細はP10をご確認ください。

災害復興住宅融資

被災した住宅の補修・再建資金に対し、住宅金融支援機構が低利で融資いたします。

■住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353 (9:00~17:00 祝日除く)



住宅金融支援機構
携帯サイト

被災住宅の無料診断等

被災した住宅の補修・再建について、無料の診断・相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

■被災地専用「住まいるダイヤル」

☎0120-330-712 (10:00 ~ 17:00 日祝日を除く)

応急修理費用

住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を1世帯あたり52万円まで応急的に修理します。具体的なご相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

既存の住宅ローンについて

金融庁・財務局は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更等の申込みに対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ウェブサイト及び携帯サイトに掲載しております。

■東北財務局金融相談窓口 専用ダイヤル

022-721-7078 (9:00~17:45 土日祝も可)



金融庁携帯サイト

震災に乗じた悪質商法にご注意ください。「屋根や住宅設備の点検と称して高額の修理点検代を請求する」など、様々な手口があります。「怪しい」と思ったら警察総合相談電話 #9110(全国共通の短縮ダイヤル)へ。